

<立地環境特性別統計編>

第10表 商業集積地区（商店街）別、事業所数、大規模小売店舗数、大規模小売店舗内事業所数、  
従業者数、年間商品販売額及び売場面積

都道府県	市 区 町 村			小 売 業 計							
	商 業 集積地 番 号	商 店 街	集積 細分	商 店 街 数	事 業 所 数	大規模小売 店舗数	大規模小売 店舗内 事業所数	従 業 者 数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売 場 面 積 (㎡)	
5750	14 神奈川県	206	小田原市計		14	535	11	223	4,362	85,267	121,703
5751	14 神奈川県	206 002	小田原駅前商店街	11		183		61	1,175	25,635	26,105
5752	14 神奈川県	206 003	小田原駅浦町商店街	11		19		-	57	560	930
5753	14 神奈川県	206 004	国際通り商店街	12		30		1	107	1,807	2,585
5754	14 神奈川県	206 005	宮小路商店街	12		15		-	89	717	532
5755	14 神奈川県	206 006	南町商店街	14		36		-	134	1,340	1,557
5756	14 神奈川県	206 007	鴨宮駅前商店街	11		17		-	60	767	646
5757	14 神奈川県	206 008	栢山駅前商店街	11		12		-	66	609	492
5758	14 神奈川県	206 009	下曾我駅前商店街	11		19		-	76	498	751
5759	14 神奈川県	206 010	国府津駅前商店街	11		13		-	74	584	420
5760	14 神奈川県	206 011	蛸田駅前商店街	11		25		-	304	4,525	3,287
5761	14 神奈川県	206 012	ダイナシティ・イースト	13		22		19	422	8,761	12,488
5762	14 神奈川県	206 013	フレスポ小田原シティーモール	14		25		24	706	14,354	33,116
5763	14 神奈川県	206 014	ダイナシティ・ウエスト	13		69		69	654	18,958	35,532
5764	14 神奈川県	206 015	ラスカ小田原	11		50		49	438	6,152	3,262

<立地環境特性の区分及び定義>

特性番号及び区分		定 義
商業集積地区細分		
10	商業集積地区細分	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。 概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)は、原則として一つの商業集積地区とする。
11	駅周辺型商業集積地区	JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下街や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
12	市街地型商業集積地区	都市の中心部(駅周辺を除く)にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。
13	住宅地背景型商業集積地区	住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。
14	ロードサイド型商業集積地区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう(都市の中心部にあるものを除く)。
15	その他商業集積地区	上記「11 駅周辺型商業集積地区」～「14 ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。
20	オフィス地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「10 商業集積地区」の対象にならない地区をいう。
30	住宅地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。
40	工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
50	その他地区	都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「10 商業集積地区」～「40 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。